

～男女が、認め合い、支え合う社会へ～

第2次石狩市 男女共同参画計画

平成23年4月

The bottom half of the page is decorated with stylized green graphics. On the left, there is a large, overlapping cluster of rounded green shapes representing leaves. To the right, there are several smaller, scattered green dots and small clusters of rounded shapes, also representing leaves or buds. The overall aesthetic is clean and modern, using a single shade of green against a white background.



男女共同参画社会とは

男女が
社会の対等な構成員として、
自らの意思によって、
社会のあらゆる分野における活動に
参画する機会が確保され、
もって男女が均等に
政治的、経済的、社会的及び文化的な
利益を享受することができ、
かつ、
ともに責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第2条第1項)



第1章 はじめに 1

- 第1次計画の総括…………… 1
- 1. 計画の位置づけ…………… 2
- 2. 計画の期間…………… 2
- 3. 計画の進行管理と見直し…………… 2

第2章 計画の基本的な考え方 3

- 1. 目指す男女共同参画社会のイメージ…………… 3
- 2. 計画の基本理念…………… 4
- 3. 計画の基本目標…………… 5
- 4. 重点的に取り組む視点…………… 7
- 5. 計画の体系…………… 9
- 6. 成果指標…………… 11

第3章 計画の内容 1 2

- 基本目標 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり…………… 12
- 基本目標 あらゆる分野への男女共同参画の促進…………… 17
- 基本目標 就業における男女共同参画の促進…………… 22
- 基本目標 自立を支える社会環境の整備…………… 29
- 基本目標 生涯にわたる健康支援…………… 40

第4章 計画の推進 4 4

- 1. 庁内における推進
- 2. 市民による推進
- 3. 他機関との連携

資料編 4 5

第1章 はじめに

第1次計画の総括

本市においては、平成12年度に最初の男女共同参画計画である「いしかり男女共同参画プラン21」（以下「第1次計画」）をスタートさせました。以来取り組みを進めてきた中で、市民の男女平等感を着実に上昇し、特に男性において固定的な性別役割分担意識の解消が進んだほか、更に子育てや介護といった男女双方の自立を支える体制整備と関連施策の推進が図られるなど、石狩市における男女共同参画の状況は前進しています。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い新たにクローズアップされてきた分野や、依然として推進が難しい課題もあり、第5次石狩市男女共同参画推進委員会からは本計画策定についての提言の中で次のような指摘をいただいています。

- (1) 男女共同参画社会という言葉の認知度が低く、イメージも曖昧
- (2) 男性優遇感及び固定的な性別役割分担意識が依然として強い
- (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られていない
- (4) 男性を巻き込めていない
- (5) 方針決定過程への女性の参画が進んでいない
- (6) 女性に対する暴力が依然として存在する
- (7) 介護及び子育てに関する取り組みへのニーズが高まっている

第2次計画では、これらの課題の改善に向けて必要な施策・事業を盛り込むとともに、第1次計画から継続すべき取り組みは引き続き位置付け、女性にとっても男性にとっても生きやすい、男女共同参画社会の実現を目指します。また、本市に広く男女共同参画が定着するよう、石狩の地域性を十分反映し、日々の生活の視点を大切にして、誰もが男女共同参画と自分との関わりを感じられる、身近で親しみやすい計画になることを目指します。

1 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に基づき定めるもので、本市が行う男女共同参画関連施策の方向と内容を明らかにし、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、市民と共に推進するため定めるものです。

また、配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本目標・施策 3・施策の方向(2)「配偶者からの暴力被害防止等に関する取り組み」の項目を、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 2 条の 3 第 3 項に規定する「石狩市配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」として位置づけます。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間です。

3 計画の進行管理と見直し

計画に基づく取り組みの進捗状況を定期的に点検・把握し、その結果を踏まえて効果的な推進を図るための検討を行い、事業等の必要な見直しを図るなど、計画の適切な進行管理に努めます。

また、社会情勢の変化や他の計画の見直し等に応じ、石狩市男女共同参画推進委員会に対し意見を求めるなど審議を踏まえ、計画内容について必要な改訂を行います。

第2章 計画の基本的な考え方

この計画は、男女共同参画の推進に資する様々な施策・事業を、男女共同参画の視点から体系化し、目標に向け計画期間に集中的に取り組むための行動計画です。

その内容については、石狩市総合計画との整合を図るとともに、個別の施策・事業については、社会情勢の変化やその時々 of 市民ニーズに対応し、目的の達成に向けてより効果的な取り組みを行なえるよう、柔軟に位置づけています。

1 目指す男女共同参画社会のイメージ

本計画の推進により目指す「男女共同参画社会」とは、女性も男性も、今よりも豊かに伸び伸びと暮らし、活躍できる社会です。ではこの社会が実現したときに、私たちの暮らしや社会との関わりがどのように変化するのでしょうか。ここでは、男女共同参画が市民一人ひとりに身近な課題であることを実感しやすくするため、男女共同参画社会の3つのイメージを示します。

自立した男女がしなやかに支え合う豊かな社会

家庭に始まり、地域社会や職場など、あらゆる場面で男性と女性は互いに支え合い、助け合いながら生活するのが一般的です。しかしその際、どちらかが一方的に依存する状態となったり、特定の人への負担が大きくなると、結果的に互いに生きづらくならざるを得ません。

男女一人ひとりが性別による固定的な役割分担意識を解消し、人間として精神的にも経済的にも生活的にも自立し、対等な立場で、状況に応じて柔軟に支え合うことが、誰もが生きやすい豊かな社会を築くことに繋がるのだと考えます。

男女が活かされ活躍する社会

例えばこれまで主に男性が担ってきた、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進め、女

性の関心・知識や経験に基づく新たな視点を取り入れることは、多様化する社会の課題解決や活性化に繋がります。同様に、子育てへの男性の参画等、女性がこれまで担っていた分野へ男性が参画し、その視点を活かして活躍することは、男女共同で創る豊かな社会を目指す上で重要です。

このように、豊かな社会を形成するには、社会を構成している男女が互いの意見を出し合いながら決定し、共同で参画することが大切だと考えます。

「私とあなた」から始まる、
お互いの違いを認め、思いやることで、誰もが生きやすい社会

私たちの社会は、男性と女性の違いをはじめ、若者と高齢者、障がいの有無、個性や能力の秀でている分野の違いなど、異なる性質や能力を持った様々な人間が集まって形成されています。こういった互いの違いを認め、それぞれの生き方を尊重し、個々人が持つ特性を活かし、思いやり補い合うことで、より良い関係が築かれ、誰もが生きやすい社会が実現すると考えます。さらにこうしたことが、ひいては困難な状況に置かれている人たちへの配慮と理解が広がり、子どもや高齢者といった弱い立場の人たちに対する虐待の根絶にも繋がるのだと考えます。

この社会をつくるのは、私たち一人ひとりであり、まず自らが周囲の人との関係性の中で互いを見つめ始めることが大切です。この小さな輪がだんだんと増えて大きくなることで、家庭や地域社会、職場が変わり、やがて社会全体が変わって男女共同参画社会が実現するのだと考えます。

2

計画の基本理念

本計画の推進にあたり、次の2つを基本理念として定めます。

男女平等の確立

自立社会の形成

本市が、男女の人権が尊重され、社会経済状況の変化に的確に対応できる豊かで活力ある地域社会を創造するためには、市民一人ひとりの個性や自主性が尊重され、男女が自らの意

第2章 計画の基本的な考え方

思によって社会のあらゆる分野における活動に等しく参画し、その持てる力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図っていかねばなりません。

市民意識調査によると、今の社会は男性が優遇されていると考える人が多く、また「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は低下しているものの、実際の行動には十分反映されていないなど、本市においては改善は見られるものの、未だ男女平等の理念が十分行き渡っているとは言いがたい状況にあります。

男女共同参画社会の実現にとって、実質的な男女平等の確立は、この社会の根幹をなす極めて重要な課題であり、しかも、男女の役割分担意識がこれを阻む大きな要因となっていることから、根気よく啓発を繰り返し、社会全体に男女平等意識の醸成を図っていく必要があります。

また、男女共同参画社会は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、どんな境遇にあっても、精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において自己決定できる自立社会でなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが、性別役割分担意識にとらわれずに、自ら主体性と責任をもって選択できる力を持つことと、個人の意思に基づいた選択ができる社会的な環境を整えていくことが必要です。

3 計画の基本目標

前項で掲げたような男女共同参画社会を実現するため、次の5つの目標を掲げます。

1. 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

社会のあらゆる分野に男女共同参画社会のイメージの浸透を図り、社会的気運を醸成していくとともに、家庭や学校教育、生涯学習などを通じて、生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の尊重と男女平等の意識の啓発に取り組みます。

．あらゆる分野への男女共同参画の促進

地域におけるあらゆる分野において、政策・方針決定過程や、特定の性で担われている分野への男女双方の参画を促進します。また、私たちにとって生活の基盤である家庭において、固定的性別役割分担によらずに、男女が共に役割を担い合う大切さを実感する機会の充実を図ります。

．就業における男女共同参画の促進

女性の就業に関する様々な法制度の周知や支援、女性の能力の活用及び経営等への参画の促進とともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた取り組みを推進します。

．自立を支える社会環境の整備

男女がともに主体的に豊かにその生涯を生きるため、市民一人ひとりが精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において、男女共同参画の視点から、自立できる社会環境の整備に取り組めます。

．生涯にわたる健康支援

男女が互いの性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていけるよう、各ライフステージにおける男女の性差に応じた取り組みを推進するとともに、性の尊重について、自分だけでなく互いを思いやり大切にできるよう、理解を深める啓発活動を推進します。

第2章 計画の基本的な考え方

4 重点的に取り組む視点

第2次計画において重点的に取り組む視点は次のとおりです。

(1) 男女共同参画社会についての認知度の向上

第2次計画で目指す男女共同参画のイメージが浸透するよう、広く周知を推進し、男女共同参画の認知度の向上を推進します。

(2) 女性・男性それぞれの自立

男女がお互いに生きやすくするには、柔軟に助け合えるよう、一人ひとりができることを増やし、精神的、経済的、生活的に自立することが重要です。特に高齢者世帯や共働き家庭が増えている現代社会においては、家庭生活での性別による役割分担を見直し、女性も男性もできるのに、これまでどちらかの性だけが担ってきた分野の家事を男女で分担するようにして、進めることが大切であると考えます。

(3) 男性の男女共同参画

これまでの男女共同参画は「男性の領域に女性が入っていくもの」という偏ったイメージが生まれ、男性が拒否しがちな面がありました。しかし、男女共同参画は男女双方にとって重要な課題であり、その実現には、女性側だけの一方的な推進ではなく、男性側の推進も当然必須であり、男性の理解・協力が不可欠です。また男性の自殺者が圧倒的に多いという深刻な状況の要因の1つとして考えられる、固定的性別役割分担意識が男性にもたらす重圧を緩和し、男性にとって生きづらい環境を改善するための1つの方策としても、男女共同参画は大変重要な視点だと考えます。男女共同参画社会は男性にとっても生きやすい社会であることの周知に努め、男性の理解と参画を進めます。

(4) 子どもの男女共同参画

子どもの時から男女共同参画に慣れ親しみ、理解を深めることは重要であることから、子どもに対する取り組みを進めます。その際は、家庭における子どもへの親の影響力の大きさを考慮し、親に対する男女共同参画の推進にも配慮します。

(5) 社会における女性の活躍

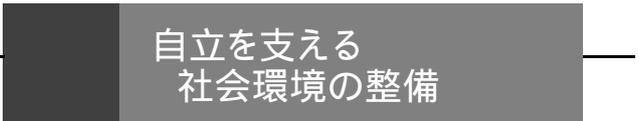
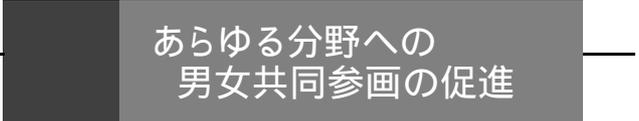
行政や地域における政策・方針決定過程への、女性の参画拡大が引き続き必要です。これまで



5 計画の体系

目的

基本目標



基本理念



施策

施策の方向

1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進	(1) 男女共同参画の意識を高める広報・啓発活動の推進
	(2) 男女共同参画の現状についての実態把握
2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 学校における男女平等の意識づくり
	(2) 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 学校における男女平等の意識づくり
	(2) 女性のエンパワメントを実現する学習の推進
2 家庭・地域社会での男女共同参画の促進	(1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進
1 就業における男女共同参画の環境づくり	(1) 家庭生活での男女共同参画の促進
	(2) 地域社会での男女共同参画の促進
2 多様な働き方における労働環境の整備	(1) 雇用の場における男女平等の環境づくり
	(2) 仕事と生活の調和の推進
3 就業機会の拡大	(1) 非正規雇用者や家族従事者等の労働環境の整備
	(2) 農漁業に従事する女性への支援
1 子育てしやすい環境の整備	(1) 女性の就業への支援
	(2) 多様な職業選択の推進
2 男女がともに介護を担う環境の整備	(1) 多様な子育てニーズに対応する保育施策の推進
	(2) 男女がともに担う子育ての意識づくり
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 介護施策の推進
	(2) 介護における男女共同参画の促進
4 社会的援助を必要とする人への支援	(1) 女性への暴力の根絶と女性の人権尊重に向けた啓発活動の推進
	(2) 配偶者からの暴力被害防止等に関する取り組み
1 生涯にわたる健康の保持・増進	(1) ひとり親家庭の自立支援
	(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
2 性の尊重についての啓発活動の推進	(1) 相談体制の充実
	(1) 性差に応じた健康保持・増進
	(2) 妊娠・出産に関する健康支援
	(1) 適切な性教育の推進

第2章 計画の基本的な考え方

6

成果指標

基本 目標	項 目	H21 年度 実績	H27 年度 目標
	「男女共同参画社会」という用語の周知度	49.8%	100%
	市役所における男性の育児休業取得者の人数	0 人	累計で 5 人 (H22-H26) ¹
	市の審議会等委員に占める女性の割合	25.4%	40%
	市役所の管理・監督職に占める女性の割合	10.8%	18%
	職場・職業で男女平等と感じる人の割合	22.5%	30%
	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」と いう用語の周知度	23.7%	50%
	保育所の待機児童数(申請待機の年間平均)	73 人	0 人 (H26) ¹
	配偶者暴力防止法の認知度	-	100%
	乳がん検診受診率(40～59 歳)	31.1% ²	50% ³

1 年度の記載があるものは、関連計画の改訂時等に合わせて見直し

2 市が実施するがん検診受診率(「地域保健・健康増進事業報告」より)

3 職域健診等も含めた市民の検診受診率(実施予定の市民アンケートにより調査)

第3章 計画の内容

基本目標

男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

日本国憲法に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれてから半世紀余りが経ち、この間、法制上の男女平等及び男女共同参画の状況は大きく前進しました。

しかし社会の中には、未だ「男は仕事、女は家庭」に代表される男女の固定的な性別役割分担意識や、男性優位の慣習・社会通念が根強く残っています。この現状が背景となって、女性の社会参画にブレーキがかかるとともに、男性には男性役割のプレッシャーがかかるなど、実質上の男女平等を推進する上で大きな障がいとなっています。

男女平等を基本とする男女共同参画社会を実現し、社会的・文化的につくられた性差であるジェンダー()にとらわれず、自立して、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性を十分に発揮することができるよう、何よりも市民一人ひとりが男女共同参画社会の実現を自分の問題としてとらえ、意識を高めていく必要があります。

そのため、社会のあらゆる分野に気運を醸成していくとともに、家庭や学校教育、生涯教育などを通じて、生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の尊重と男女平等の意識を身につけることが重要です。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス / sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー / gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

(国の第3次男女共同参画基本計画より)

第3章 計画の内容

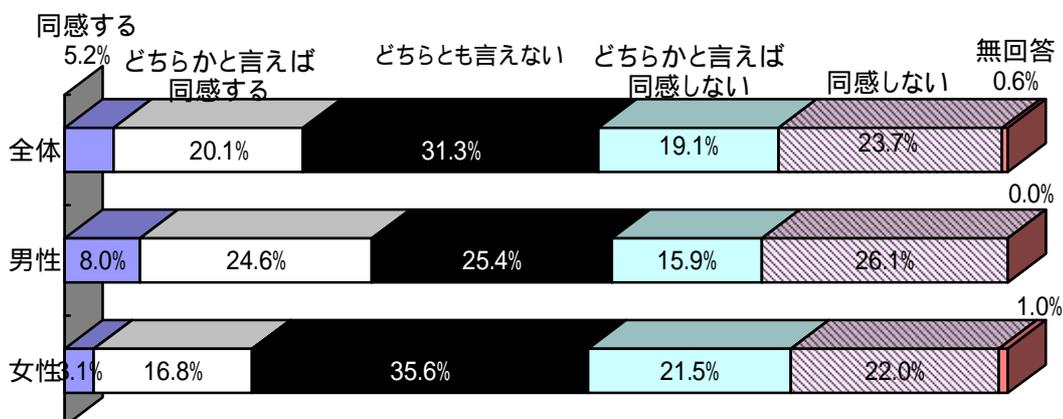
施策1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

これまで男女共同参画がなかなか進まなかった要因として、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っていることとともに、男女共同参画は女性の問題であるという偏った認識により男性の当事者意識が低かったことなどが指摘されています。

しかし男性にとって男女共同参画の推進は、「男性が主に稼ぐべき」「男性は弱音を吐いてはならない」といった男性役割のプレッシャーを緩和し、男性にとって生きづらい環境を改善するための1つの方策として大変重要な視点でもあります。更に男性が男女共同参画の必要性を感じ、理解して自分を解放することで、女性に対しても固定的役割分担から解放するなど、男女相互の相乗効果を生み、社会全体における進展に発展していくと考えます。

男女平等意識を市民の間に浸透させ、男女共同参画社会を実現するために、理解を深める意識啓発を実施し、特に男性を巻き込めるような投げかけを行って、社会全体への気運の醸成に取り組めます。特に、石狩市役所はこの計画を作り実施していく元であることから、石狩市における模範として、市役所内部の男女共同参画の推進に努めます。

「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を決める考え方について



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成21年度)

施策の方向(1)		男女共同参画の意識を高める広報・啓発活動の推進	
男女共同参画社会とは全ての男女がともに生きやすい社会であることが理解され、社会全体で男女共同参画を推進する機運を醸成するための広報・啓発活動を推進します			
所管部局		企画経済部	
多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	継続	「男女共同参画週間」における周知の他、市ホームページ、啓発パンフレットの配布など、多様な機会とメディアを通じて、広く意識啓発を行い、その際、特に男性を意識した啓発活動に努めます。また国内外における男女共同参画の状況について情報を収集し、市民に発信するよう努めます	
男女共同参画計画の周知	新規	石狩市全体で男女共同参画社会の実現を目指し、市民一人ひとりとともに課題を共有し協働で本計画を推進するため、広く周知し、男女共同参画意識の定着に努めます	

施策の方向(2)		男女共同参画の現状についての実態把握	
現状に合わせて効果的な広報、啓発活動を行うとともに、本計画を適切に推進するため、意識調査等を実施し、男女平等及び男女共同参画に対する石狩市民の意識の実態把握を行います			
所管部局		企画経済部	
意識調査の実施	継続	定期的に市民意識調査を行うほか、各種事業の際にアンケートを実施するなど、市民意識の把握に努めます	

施策の方向(3)		市役所における意識づくり	
市政に携わる職員の、男女共同参画についての理解が深まるよう、意識啓発に努めるとともに、職員自らの男女共同参画を促進するよう、職場における環境の整備に取り組みます			
所管部局		総務部、企画経済部	
市職員の意識づくり	新規	男女共同参画についての市職員一人ひとりの理解が深まることで、男女共同参画の視点が各施策に活かされるよう、意識啓発に努めます	
男女共同参画を進める職場環境の整備	継続	特定事業主行動計画の取り組みを通じ、仕事と家庭の両立支援や、セクシュアル・ハラスメント相談体制の充実等、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します	

第3章 計画の内容

施策2

多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、男女一人ひとりが自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がありますが、その基礎となるのが教育・学習です。

社会に出る前の、人生の最初の段階で受ける学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女の平等など、男女共同参画社会の理念を定着させるとともに、男女共同参画の意識を育てる指導に取り組みます。

また生涯にわたって、固定的性別役割分担意識の解消、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成及び男女共同参画についての理解の深化を促進し、男女が各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、学習機会の充実を図ります。特に女性に対しては、自らの意思で選択し、行動することで、問題を解決する力をつけていくエンパワメントの視点が重要です。

施策の方向(1)		学校における男女平等の意識づくり	
学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女の平等など、男女共同参画社会の理念を定着させるとともに、男女共同参画の意識を育てる指導に取り組みます			
所管部局	生涯学習部	関連計画	教育プラン
人権を尊重する意識づくり	新規	人権教室などを活用したプログラムの実施など、人権尊重の大切さを伝える教育を推進します	
男女共同参画意識を高める学習の実施	新規	社会や家庭などにおける男女相互の理解と協力の大切さや、男女が対等な構成員であること、各自が構成員の一人としての役割を果たすことの重要性などについて、学校における指導の充実を図ります	
キャリア教育の推進	新規	小学校における現場見学、中学校における職業体験学習等を実施し、男女ともに子どもの頃からの生涯を見通したキャリア教育を推進します	
男女平等を促進する環境づくり	継続	男女混合名簿の導入を促進するなど、男女平等の意識を醸成する環境づくりに努めます	
教職関係者の意識啓発	継続	教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、意識啓発に努めます	

施策の方向(2)		男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進	
生涯にわたり、固定的性別役割分担意識の解消、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成及び男女共同参画についての理解の深化を促進する教育・学習を推進します			
所管部局	企画経済部、子ども室、生涯学習部、関係部	関連計画	子ども・あいプラン、教育プラン
学習機会の充実	継続	講座等の開催や、市民が主体となる講座等への支援のほか、市内外で開催される講座等に関する情報提供に努めるなど、市民が学ぶ機会の充実を図ります	
参加しやすい学習環境の整備	継続	出前方式での講座の実施や、講座開催に際しての託児への配慮など、参加しやすい環境の整備に努めます	

施策の方向(3)		女性のエンパワーメントを実現する学習の推進	
自らの意思で選択し行動することで問題を解決する力をつけていけるよう、女性のエンパワーメントを促す学習機会の充実に努めます			
所管部局	企画経済部、子ども室、生涯学習部、関係部	関連計画	子ども・あいプラン、教育プラン
学習機会の充実	継続	エンパワーメントの重要性を伝え学習意欲を高めるとともに、エンパワーメントに繋がる知識や技術を習得する講座等の開催や情報の提供に努めます	
地域で活動する女性団体への支援	継続	女性団体連絡協議会など、女性が自ら集まり、学習活動を通じて交流を深める団体を支援します	

施策1

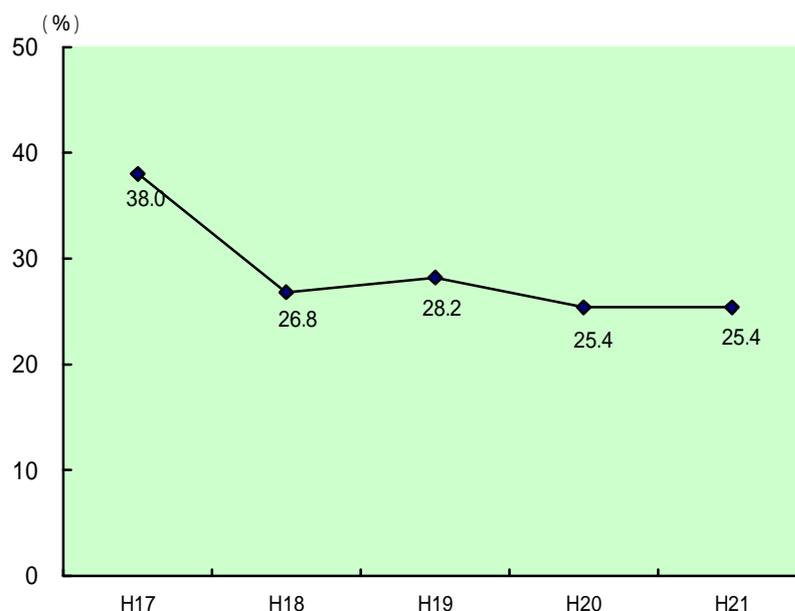
政策・方針決定過程への女性の参画拡大

本市における各種審議会等への女性の登用率は 25.4%、市役所における女性管理職の割合は 3.2%となっています。これは、平成 21 年度における全国平均(市区における審議会等登用率 26.7%、市区における女性管理職比率 9.4%)よりも低い状況であり、早急にこの改善に取り組む必要があります。

その他、地域の企業や各種機関・団体・組織においても、政策・方針決定のほとんどは男性が中心になって行われていると考えられます。

市の人口の約半分を占める女性の意見を積極的に取り入れることは、男女双方の視点から地域社会の多様な課題への取り組みや活性化を可能にするものであることから、引き続き女性委員の登用をはじめとする市政における政策・方針決定過程への女性の登用を推進し、また地域社会を構成する企業や団体等に対し、決定の場への女性の登用に向けた働きかけに努めます。

石狩市における女性の審議会等登用率



資料: 石狩市企画経済部(内閣府調査による)

第3章 計画の内容

施策の方向(1)		市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進	
女性の視点や意見が市政に十分反映されるよう、登用の促進に努めます			
所管部局	総務部、企画経済部、関係部		
各種審議会等委員への女性の登用促進	継続	目標値を設定し、公募における女性の積極的な選考や団体推薦に当たっての協力依頼、また人材の発掘と人材リストの作成等により、女性委員の割合を高めるよう取り組みます	
市民参加制度の活用	継続	審議会やパブリックコメント、ワークショップ等、市民参加手続きを活用し、男女双方の意見を市政に反映します	
女性職員の参画拡大	継続	女性職員の採用及び管理・監督職への登用について、能力に応じ積極的に推進します	

施策の方向(2)		企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進	
企業や団体、地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進に努めます			
所管部局	企画経済部、関係部		
女性の登用についての団体等への働きかけ	継続	地域社会を構成する企業、経済団体、PTA、町内会等に対し、政策方針決定過程に女性が参画する必要性について理解が得られるよう、働きかけに努めます	
女性の参画状況の実態把握	継続	市内企業へのアンケート等により、女性の登用状況に関する情報を収集します	

施策2

家庭・地域社会での男女共同参画の促進

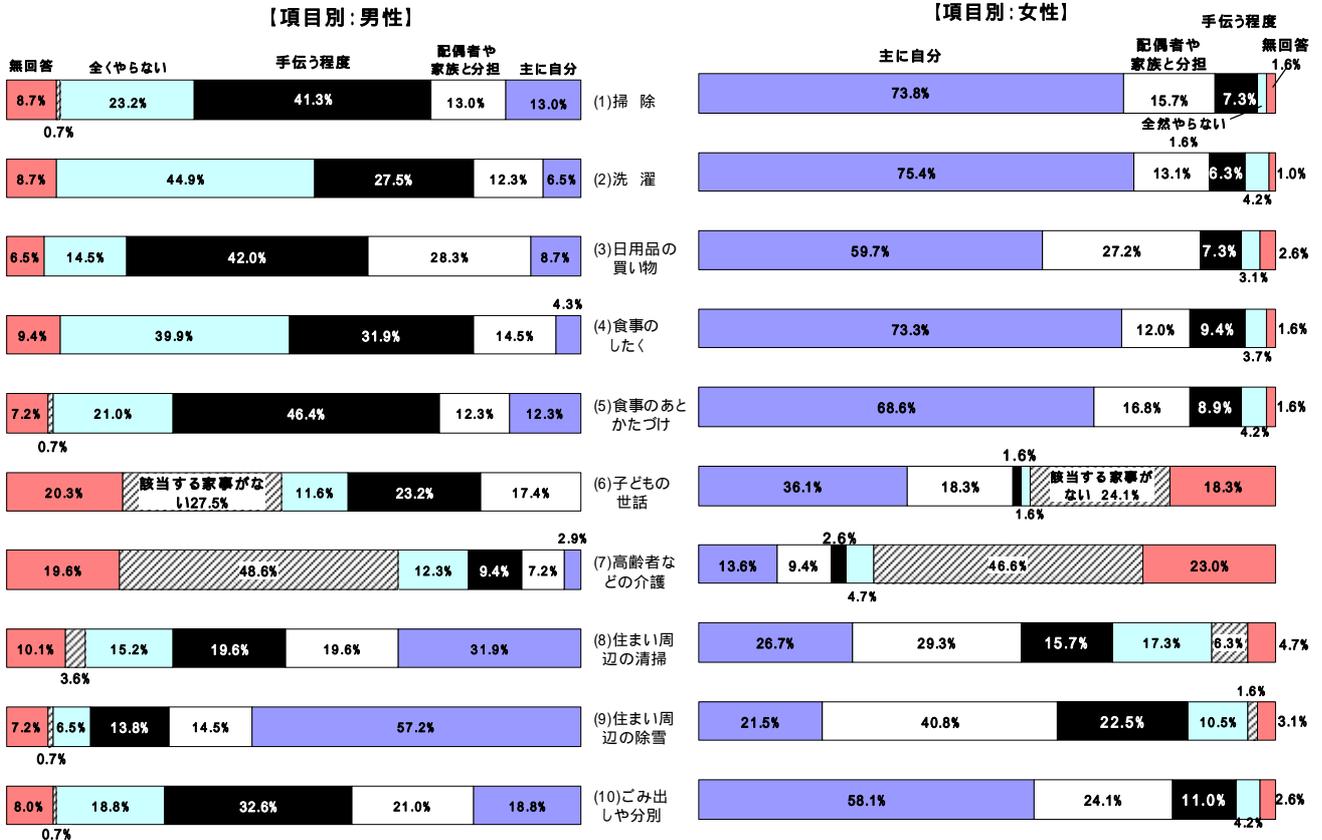
私たちの生活の基盤である家庭のあり方において、共働き世帯や高齢単身世帯の増などといった変化が生じており、「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担による生活の持続が困難な状況になってきています。

こうしたことを踏まえると、今後、男女がともに充実した家庭生活を送るためには、できるだけ男女がともに担えるようにして、個人の自立を進めながら柔軟に助け合っていくことが大切です。

同様に最も身近な暮らしの場である地域社会においても、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、地域が抱える課題に対し、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況になっています。

こうした中で地域力を高め、持続可能な社会を築くには、男女共同参画の視点を活かした多様な主体の連携・協働により、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画を進め、地域課題解決型の実践的活動を中心とする取り組みを推進します。

あなたは家事をどれくらいしていますか？



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成21年度)

第3章 計画の内容

施策の方向(1)		家庭生活での男女共同参画の促進	
<p>家庭内における固定的性別役割分担意識の改善を促す講座や、啓発活動を実施します。その際、市内の各地域性に配慮するとともに、性別や団体、世代毎といった細かな単位での働きかけに努めます</p>			
所管部局	企画経済部、関係部		
意識改革を促す各種講座等の開催	継続	実生活でぶつかる課題に即し、それを解決するための生活技術や知識を習得することで、意識改革と現実の行動としての男女共同参画の推進を同時に行えるような講座等の開催を推進します	
広報・啓発活動の推進	新規	男性による家事等についての社会的評価を高める他、男女共同参画の視点に立った家庭づくりの啓発に努めるなど、男女双方が家庭生活に参画しやすくなる社会的気運の醸成を図ります	

施策の方向(2)		地域社会での男女共同参画の促進	
<p>現在、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の関心を高め、また事業を行う際には男女双方の視点が反映されるような取り組みのあり方に努めるとともに、地域の多様な主体の自主的な活動を促進します。その際、市内の各地域性に配慮するとともに、性別や団体、世代毎といった細かな単位での働きかけに努めます</p>			
所管部局	企画経済部、関係部		
多様な分野への男女の参画を促す講座等の開催	継続	特定の性や年齢層で担われている分野に対する固定的性別役割分担意識を解消し、男女双方の関心を高め、参画を促進するような講座等を開催します	
男女共同参画の視点を取り入れた地域づくりの推進	継続	特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の視点を反映させるような取り組みを推進するとともに、男女共同参画を推進するNPO、団体等を支援します	
広報・啓発活動の推進	新規	地域活動における固定的性別役割分担意識の解消や慣行の是正に向け、ロールモデル()の発掘や、活躍事例の周知等を行います	

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

(内閣府男女共同参画局ホームページより)

基本目標

就業における男女共同参画の促進

就業は生活の経済的な基盤であり、個人の自己実現にもつながります。希望する人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮しながら働くことができる男女共同参画社会の実現は、経済社会の活性化という点からも、極めて重要です。

男女雇用機会均等法や労働基準法などの改正により、雇用の場における女性の環境は着実に改善され、働き続ける女性が増加しており、少子・高齢化の進展により、生産年齢人口が減少する中、女性の就業への期待は高まっています。

しかし、就労の場における役職や勤続年数の男女差、女性の非正規雇用者比率の高さ、そしてこれらが大きく影響する男性との賃金格差など、未だ様々な面で実質的に男女平等が実現しているとは言えない状況にあります。また農漁業者や自営業に従事する女性についても、それぞれの産業の重要な担い手であるにもかかわらず、経営への明確な位置づけがなされていないなど、その働きは十分に評価されていません。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるとともに、各々の健康の維持や、趣味、学習、ボランティア活動、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にし、さらに育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものですが、30歳代、40歳代を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況です。

このような現状を踏まえ、男女雇用機会均等法の内容に関する啓発、女性の就業に対する支援、女性の能力の活用及び農漁業経営等への参画の促進とともに、男女を問わず仕事や子育てなど様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会を構築できるよう、仕事と生活の調和の推進に向けた取り組みを推進します。

第3章 計画の内容

施策1

就業における男女共同参画の環境づくり

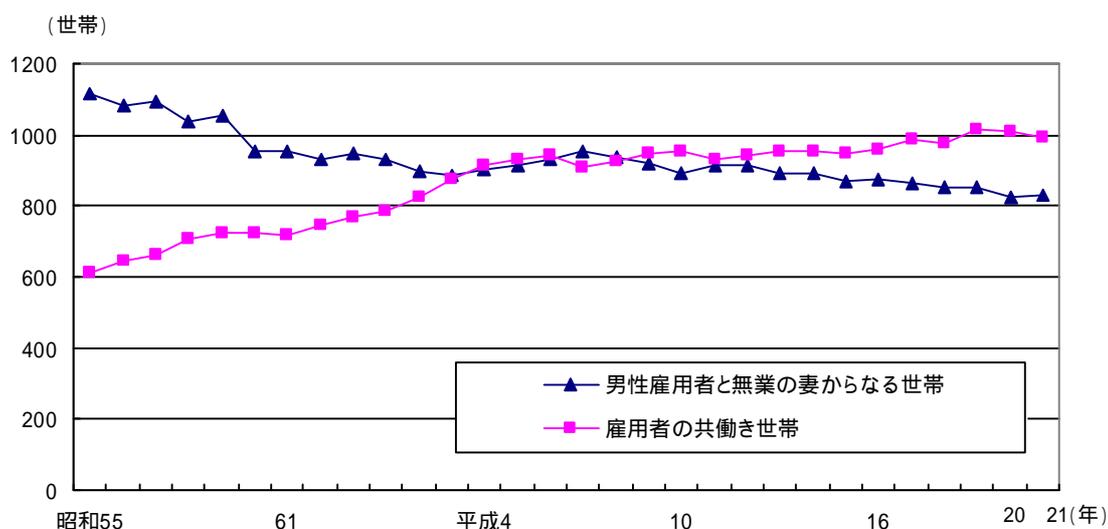
平成9年の男女雇用機会均等法の改正により、平成11年4月から募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止され、制度的には女性労働者に対する差別の解消が図られました。

しかし市民意識調査によると、「職場における男女の地位は平等である」と答えた人は男女を合わせて全体の19.1%に過ぎず、また女性の69.3%が「職場において男性が優遇されている」と答えています。

さらに同調査によると、男女とも理想とするライフスタイルとは違って、現実には男性は仕事、女性は仕事または家庭生活のいずれかを優先している人が多く、仕事と生活の調和が図られていない状況が明らかになりました。

このような状況を改善し、雇用における実質的な男女平等を実現し、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できる機会が確保できるような環境を整備するよう努めます。また、家庭、職場、地域社会でのバランスのとれた生活への転換は、誰もが豊かな人生を送るために必要であるばかりでなく、就労等の場において優秀な人材の確保や生産性の向上にもつながることから、仕事と生活の調和の推進に取り組みます。

共働き等世帯数の推移



内閣府「男女共同参画白書」(平成22年版)を参考に作成

施策の方向(1)		雇用の場における男女平等の環境づくり	
男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向け、法の趣旨が正しく理解されるよう、周知・啓発を推進するとともに、市内事業所における男女の雇用状況の実態把握に努めます			
所管部局	総務部、企画経済部	関連計画	地場企業等活性化計画
事業所等における労働環境の整備	継続	男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策が徹底されるよう、事業所への働きかけに努めます。また、女性が法律上の権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進に努めます	
男女の雇用状況に関する調査の実施	継続	市民意識調査や市内企業へのアンケート等により、男女の雇用状況に関する情報を収集します	

施策の方向(2)		仕事と生活の調和の推進	
労使それぞれにとっての仕事と生活の調和の大切さを周知し、社会全体における理解を深め、推進する気運の醸成を図ります			
所管部局	総務部、企画経済部、こども室		
事業所等への働きかけ	継続	職場において、育児支援制度などが充実されるよう、事業所等に対し意識啓発や取り組み状況等の調査を行います。また、男女共同参画の推進が優良事業所表彰の推薦要件であることの周知や、積極的な企業に対する入札制度等における優遇措置について、国や他の自治体の動向も見据えながらより実効性のある方策の検討を行います	
仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	新規	仕事と生活の調和の推進には、社会全体の理解と応援が重要であることから、あらゆる年代層に対し広く啓発を行い、社会的気運の醸成を図ります	

第3章 計画の内容

施策2

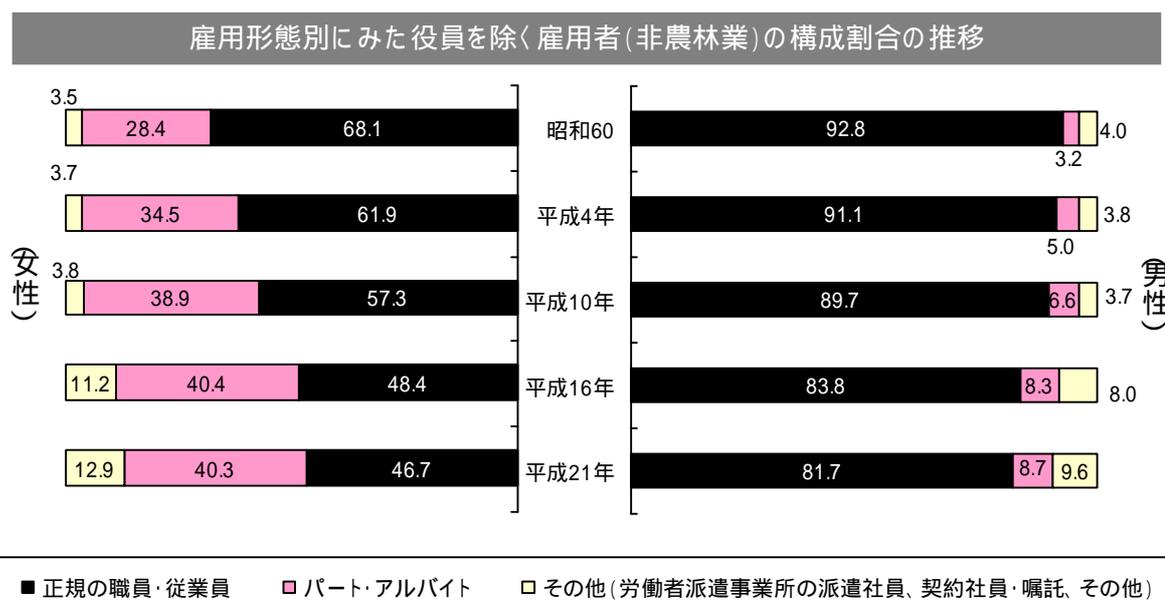
多様な働き方における労働環境の整備

近年、就業形態が多様化する中で、パートタイム労働者や派遣労働者等、非正規雇用が増加していますが、これらの労働者に占める女性の割合は高くなっています。

パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が経済的な困難に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の格差は、男女間の格差の一因になっているとの問題もあり、職務や能力などに応じた適正な労働条件が確保されることが求められています。

また農漁業や自営業に従事する女性については、家族従業者として各分野で重要な役割を果たしていることを正当に評価することが求められます。例えば農漁業において女性は、消費者ニーズや食の安全への関心の高さ等から、農産物の加工、販売等の活動で活躍の場を広げていますが、各分野の女性従事者が今後ますます意欲を持っていきいきと能力を発揮できるよう、女性の役割を正しく認識・評価するとともに、経営上の位置づけを明確にすることが大切です。

労働者が男女問わず、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇、労働条件が確保されるよう、関係機関と連携しながら促進します。



内閣府「男女共同参画白書」(平成22年版)を参考に作成

施策の方向(1)		非正規雇用者や家族従事者等の労働環境の整備	
労働内容に応じた適正な処遇、適正な労働条件を確保するため、関連法の趣旨の周知・啓発を行うとともに、女性の非正規雇用者や家族従事者等の労働状況の実態把握に努めます			
所管部局	企画経済部	関連計画	地場企業等活性化計画
整備を促進する広報・啓発	継続	労使双方に向け、パートタイム労働法、労働者派遣法等の関連法令や関連制度の周知や、家族従事者に向けた社会保障制度等の周知を行います	
女性の労働状況の実態把握	継続	市民意識調査や市内企業へのアンケート等により、女性の労働状況に関する情報を収集します	

施策の方向(2)		農漁業に従事する女性への支援	
女性農漁業従事者が意欲を持っていきいきと能力を発揮できるよう、農漁業への主体的な参画を促進するとともに、女性が果たしている重要な役割が正しく認識・評価され、女性の経営上の位置付けが明確にされるよう、地位の向上に努めます			
所管部局	企画経済部、農業委員会事務局	関連計画	農業振興計画
女性の参画の促進	継続	農水産物の加工や販売等に取り組む団体等の活動を支援するとともに、農協・漁協女性部など、女性で構成される組織の強化及び研修活動を支援します	
女性の地位向上	継続	女性の積極的な経営参画を推進するため、役割分担や就業条件等を定めた家族経営協定()の締結を推進します	

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

(内閣府男女共同参画局ホームページより)

第3章 計画の内容

施策3

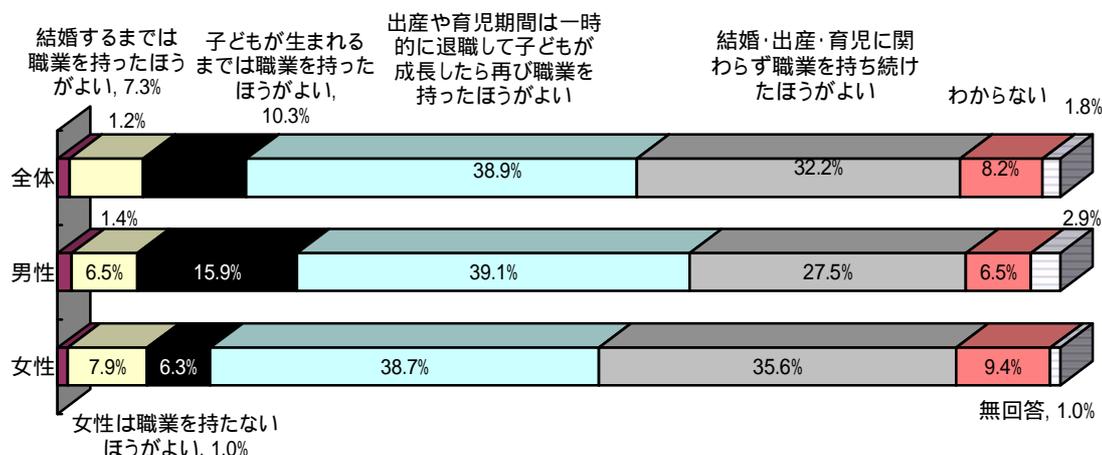
就業機会の拡大

市民意識調査によると、結婚、出産、育児にかかわらず職業を持ち続けた方が良いと考える女性の割合は増加を続けており、継続的な就労への女性の期待が高まっていますが、女性は男性よりも非正規雇用の対象になりやすく、また出産・育児等で退職した女性の再就職は困難な場合も多くあります。

一方では、これまで女性が就業することの少なかった専門職や技術職などの分野への女性の進出が進むとともに、男性についても、就業の少なかった分野への進出が進むなど、男女のそれぞれの少ない分野への進出が見られます。また女性の起業に関心が高まっていますが、様々な分野で女性起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化にもつながるとともに、情報通信技術を活用した在宅就業等、新たな就業形態の普及にも好影響を与えます。

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保するため、女性の就業に関する情報提供の充実を推進するとともに、女性の就業機会が拡大するよう、固定的性別分担意識によらない職業選択を促す社会的気運を醸成に努めます。

女性の就業について



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成 21 年度)

施策の方向(1)		女性の就業への支援	
関係機関と連携を図りながら、女性の就業に関する情報提供の充実に努めるとともに、事業を起そうとする女性に対し、情報の収集・提供などの支援に努めます			
所管部局	企画経済部、こども室	関連計画	地場企業等活性化計画、こども・あいプラン
就業に関する情報の提供	継続	ジョブガイドいしかりにおけるアドバイスのほか、マザーズハローワーク他関係機関と連携し、女性の就職を支援する講座等や制度についての情報を提供します。また、ひとり親家庭に対しては、就業に有利な資格取得の支援や、関係機関と連携して必要な情報提供などを行います	
女性の起業等、新たな働き方への支援	継続	起業を目指す女性を支援するため、起業に関する知識や手法、相談機関に関する情報の収集・提供に努めます	

施策の方向(2)		多様な職業選択の推進	
固定的性別役割分担意識にとらわれず、各人それぞれの意思が反映され、その能力が十分に発揮される職業選択が尊重されるよう、社会的気運の醸成に取り組みます			
所管部局	企画経済部		
性別によらない多様な職業選択の推進	新規	いきいきと活躍する男女のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信します	

施策 1

子育てしやすい環境の整備

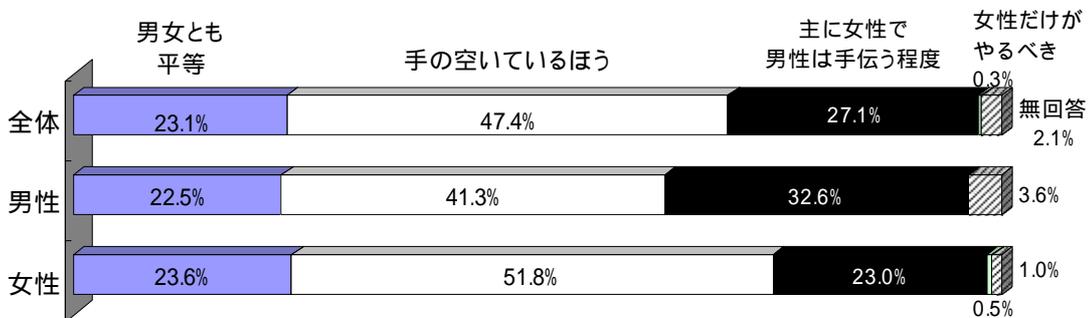
働く女性にとって、子育てと仕事の両立を図ることは大きな課題となっています。

市民意識調査によると、家庭内における家事・子育てについて「手の空いているほうが行う」と回答した人が最も多く、全体では5割近くを占めるほか、「男女とも平等に」と回答する人は男女とも、調査毎に毎回増えていますが、実際は依然として女性が主に役割を担っています。

育児・介護休業法など、家庭と就業の両立を支援する施策が推進されてきてはいますが、未だ両立は難しく、女性が働き続けるためには、保育サービスの充実とともに父親の子育てへの参加が必要です。

多様化してきているライフスタイルに対応できる保育や放課後児童対策のほか、地域での子育て支援体制を確立するなど、石狩市次世代育成支援行動計画に基づく取り組みを推進し、女性が安心して働き続けられる育児環境の整備を進め、また、関係機関と連携しながら企業や雇用者への育児休業制度の周知・啓発に努めるとともに、働いていない女性も含めた母親の孤立化を防ぎ、男女がともに子育てを担う意識が高まるよう、社会的気運の醸成にも努めます。

家事や育児の役割分担について



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成 21 年度)

第3章 計画の内容

施策の方向(1)		多様な子育てニーズに対応する 保育施策の推進	
女性が子育てをしながら働き続けることができるよう、働き方やライフスタイルの多様化に対応した保育サービスの充実とともに、地域での子育て支援体制の整備に努めます。			
所管部局	こども室	関連計画	こども・あいプラン
保育サービスの充実	継続	認可保育所の整備や特別保育サービスの充実、認可外保育所の支援、へき地保育のほか、幼稚園の預かり保育等の推進や放課後児童会の整備など、様々なニーズに対応できる保育サービスを提供します	
緊急時のサポート体制の整備	拡充	子育てと仕事の両立を支援していくため、ファミリーサポートセンター事業や病児・病後児保育事業、こどもショートステイ事業など、病児や早朝・夜間の預かりといった緊急時の支援体制の整備を図ります	

施策の方向(2)		男女がともに担う 子育ての意識づくり	
家庭における固定的性別役割分担意識の見直しを促進し、父親の子育て参加意識の喚起や、参加しやすい社会的気運の醸成に努めます			
所管部局	企画経済部、こども室	関連計画	こども・あいプラン
男女で共に子育てを担う意識を高める広報・啓発活動の推進	拡充	子育て中の父親だけでなく、社会全体の理解を進めるため、夫婦で子育てを行う必要性や、子育てを楽しんでいる父親のロールモデル等について、広く周知・啓発を推進します	

施策2

男女がともに介護を担う環境の整備

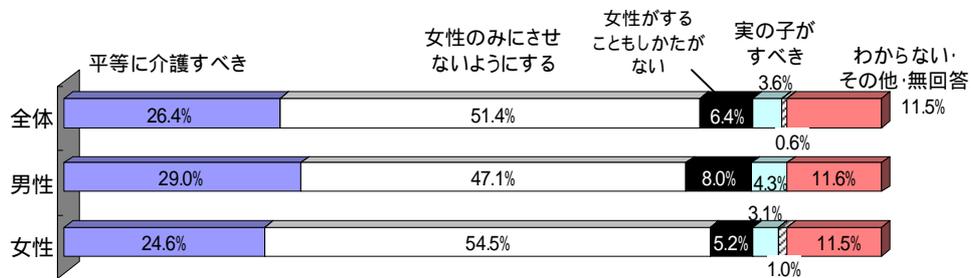
市民意識調査によると、家族の介護の担い手について、男女とも「女性のみ介護させない」と回答する人が最も多く約5割を占め、また「平等に介護すべき」と考える人は、調査毎に増えています。

しかし、実際には依然として主に女性が大きな負担を担っている実態や、育児・介護休業法など、家庭と就業の両立を支援する施策が推進されてきているものの、未だ両立が難しい状況は、女性の社会参画を困難にしています。

女性が男性とともに社会のあらゆる分野に参画し、就労や社会活動を続けるためには、高齢者を社会全体で支えていく考えに立ち、ケア体制の充実を図るとともに、これまでの固定的な役割分業意識を改め、家族の一員として男女がともに介護を担うことが必要です。

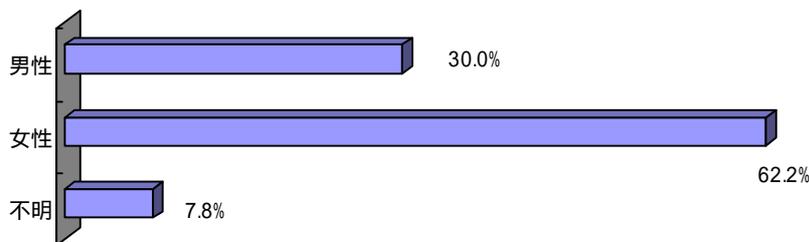
そのため、介護の社会化を進めるとともに、関係機関と連携しながら企業や労働者へ介護休業制度の周知・啓発を推進し、また男女がともに担う介護の意識が高まるよう、社会全体における現状の課題への理解や問題意識の共有を促進し、社会的気運の醸成に努めます。

家族の介護について



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成 21 年度)

主に介護している人の性別の割合



石狩市「高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査報告書」(平成 20 年度)

第3章 計画の内容

施策の方向(1)		介護施策の推進	
<p>地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービス等の充実及び地域ケア体制の整備を推進するとともに、介護者への支援に取り組みます</p>			
所管部局	保健福祉部	関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
介護サービスの充実	継続	<p>関係機関との連携などによる、訪問介護等の在宅サービスの質の向上や地域密着型サービスとしての小規模多機能施設の整備促進に努めるとともに、予防給付や地域支援事業を中心とした介護予防を推進するなど、高齢者の自立した生活を確保するために必要な生活支援策を推進します</p>	
地域ケア体制の整備	継続	<p>地域で認知症の方を支えるサポーターの養成や近隣での見守り・声かけ運動などを町内会や市社協・民協・ボランティアセンター・NPO法人等と連携し、地域で安心して暮らしていくための地域ぐるみのケア体制の充実に努めます</p>	
介護者への支援	拡充	<p>在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者を介護する家族を対象に、寝たきりや認知症の理解、介護技術の向上や、介護家族相互の情報交換等のネットワークづくりに努めます</p>	

施策の方向(2)		介護における男女共同参画の促進	
<p>「介護は家庭において女性が担う」といった固定概念を取り除き、男女がともに担う介護の意識を高めるとともに、広く介護に関わる問題を提示し、理解を深め、社会全体で介護を担う気運の醸成に努めます</p>			
所管部局	企画経済部、保健福祉部	関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
男女ともに介護を担う意識を高める広報・啓発活動の推進	継続	<p>介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、企業や団体等に対し、育児・介護休業法等の周知を行うとともに、介護や予防に関する講座等を開催するなど、介護への関心を高め、男女ともに参画する機運を醸成します</p>	

施策3

女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、女性の人権を擁護することは、実質的な男女平等を実現する上で極めて重要ですが、インターネットや携帯電話の普及などにより、その暴力のあり方は多様化してきている状況です。

市民意識調査によると、配偶者等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)といった人権侵害について、「被害を受けたことがある」と回答したのはいずれも女性のみでDV、セクハラともに全女性回答者の約1割。被害を受けた人を知っている人は、DVは女性が3割弱、男性が1割強、セクハラは男女とも1割強、また男女とも約20人に1人は「相談を受けたことがある」と答えています。

特に配偶者からの暴力()は、人目に触れることの少ない家庭内の、配偶者間という親密な関係の中で起きるため発見が困難であることや、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすいなど、被害が深刻化しやすくなるとともに、その被害者数は近年増加し、また子どもに対する暴力との関係も指摘されています。このような状況に対し、被害者に対する適切な対応の必要性はもとより、社会全体の問題として取り組むことが重要です。

女性に対する暴力を根絶するためには、重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に浸透させることが重要であり、社会的気運の醸成を図り、関係機関との連携を強化するなど、根絶するための取組を一層推進します。

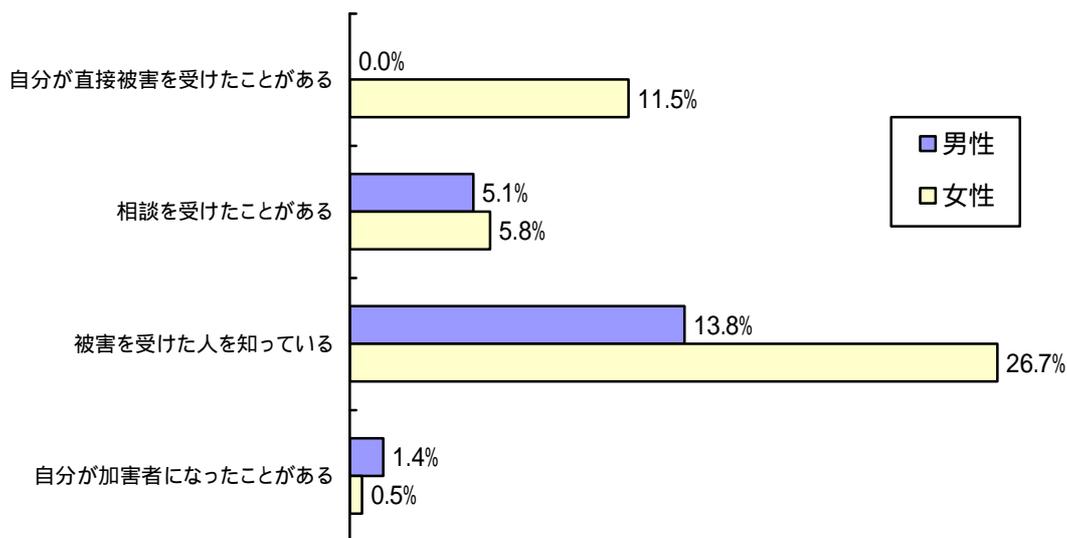
配偶者からの暴力(DV ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

第3章 計画の内容

施策の方向(1)		女性への暴力の根絶と女性の人権尊重に向けた啓発活動の推進	
女性に対するあらゆる暴力の根絶と女性の人権尊重に向けた意識啓発を推進します			
所管部局		市民生活部、企画経済部、生涯学習部	
女性に対する暴力を容認しない社会的気運の醸成	継続	「女性に対する暴力をなくす運動」「人権週間」等を通じて、広く意識啓発を行います	
女性の人権の侵害につながる環境の浄化	継続	性・暴力表現を扱った有害図書等が青少年に販売されないよう、監視・環境浄化に取り組むなど、地域の環境浄化に努めます。	

石狩市における配偶者等からの被害の状況



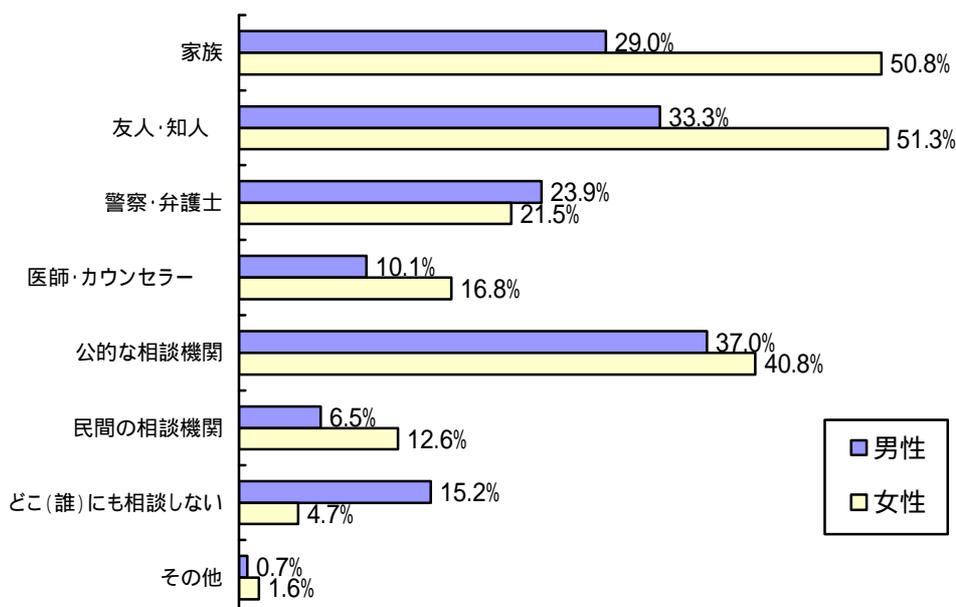
石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書」(平成 21 年度)

施策の方向(2)		配偶者からの暴力被害防止等に関する取り組み	
<p>本項目は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」)第2条の3第3項の規定に基づく、「石狩市配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」と位置づけ、石狩市における男女共同参画社会の実現に向け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します</p>			
<p>【基本的な考え方】</p> <p>(1) 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図ります</p> <p>(3) 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます</p> <p>(4) 被害者の状況や意思に応じ、被害者の自立を総合的に支援します</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のため、関係機関、団体との相互の連携協力に努めます</p> <p>(6) 被害者が安心して支援を受けることができるよう職務関係者の研修や啓発に努めます</p>			
所管部局		企画経済部、関係部	
女性に対する暴力を容認しない社会的気運の醸成	継続	配偶者からの暴力の問題が広く社会的に認識され、理解と協力が得られるよう、「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間中に、現状の周知や意識啓発を行うほか、日頃から暴力防止のため配偶者暴力防止法や保護命令制度等の周知を行います	
若年層に対する取り組み	新規	男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、パンフレットの配布や講座の開催等を通じ、予防啓発を行います	
相談体制の充実	継続	相談窓口を設置し、相談の環境整備を行うとともに、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます。また、相談窓口を記載したカード等を、市内公共施設や商業施設等に設置するなど、様々な機会を通じて周知を行います	
被害者の発見と適切な対応	新規	関係各所との連携を図り、潜在化しがちな被害者の発見に努めます。また市民に対し、被害者を発見した際には北海道立女性相談援助センター又は警察への通報に努めるよう、DV防止法に基づく通報についての周知を行います	

第3章 計画の内容

被害者の適切な保護	継続	緊急の保護を必要とする被害者を発見した際には、北海道立女性相談支援センターや民間シェルター等、関係機関と連携し、被害者の安全確保を第一に、適切な対応をとります。その際、被害者の子どもに対しても必要な配慮を図ります
被害者の自立支援	新規	被害者の意思を尊重しながら、就業に向けた情報提供や、生活保護等についての所管部課との連絡調整、子どもの就学等への配慮など、関係各所との連携を図りながら必要な支援に努めます。また、住民基本台帳からの情報を保有する関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者の個人情報適切に扱われるように、厳重に情報の管理を行います
関係機関、団体との連携	拡充	被害者の支援にあたっては、関係機関と共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携を図りながら取り組みます
職務関係者の研修	新規	職務として被害者と接する者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解することが必要であり、特に被害者と直接接する場合に、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう、研修及び啓発に努めます

被害にあったときは、どこ(誰)に相談しますか？



石狩市「男女平等に関する市民意識調査報告書(平成 21 年度)

施策4

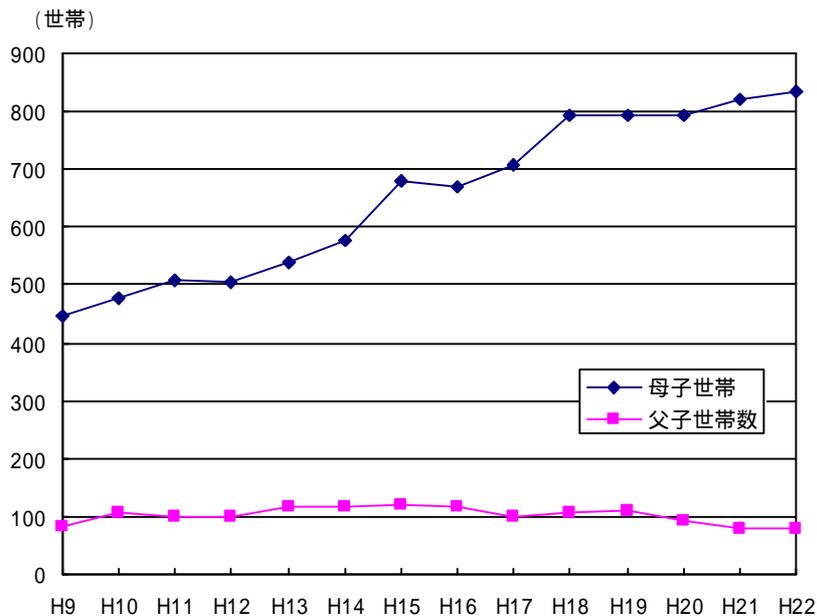
社会的援助を必要とする人への支援

最近では家族形態の多様化により、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。特に母子家庭においては経済的に不安定になりがちであり、また父子家庭にあっては生活面でのサポートが求められるなど、生活をする上で様々な困難を抱えていることから、精神的ケアや生活の安定化のための支援が求められています。

さらに高齢女性の経済的困窮や、高齢単身男性の地域における孤立の深刻化、障がいのある女性が必要とする性別に配慮した対応など、その性別から複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

このような状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、性別に起因する様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

石狩市のひとり親世帯数の推移



資料：石狩市保健福祉部こども室

第3章 計画の内容

施策の方向(1)		ひとり親家庭の自立支援	
ひとり親家庭が自立した生活を営むことができるよう、各種施策の充実に努めます			
所管部局	建設水道部、こども室	関連計画	こども・あいプラン
ひとり親相談と生活支援の充実	継続	母子自立支援員を配置し相談事業の充実に努めるとともに、ひとり親家庭の実態把握に努め、一時的な理由から子どもの養育ができないひとり親家庭にヘルパーを派遣する生活サポート事業を実施します	
母子家庭等の経済的負担の軽減	継続	経済的に不利な母子家庭等の自立を支援するため、手当の給付や医療費の助成、貸付金の受付、市営住宅への入居優遇措置などを行います	
母子家庭の就労支援	継続	母子家庭の自立を促進するため、就労に有利な資格取得支援や、ハローワークと連携して必要な情報提供などを行います	

施策の方向(2)		高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備	
高齢者や障がい者等が、安心して暮らせる環境整備に努めます			
所管部局	企画経済部、保健福祉部、関係部	関連計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画
各状況における実態の把握と課題に対する取り組み	継続	関係各課と連携し、困難な状況の実態と課題の把握に努めます。また把握した課題について、関係各課や地域の多様な主体と連携し、対象者に必要な情報を提供する等、各種支援に努めます	

施策の方向(3)		相談体制の充実	
女性のための相談窓口を設置するとともに、関係機関と連携を図りながら総合的な相談体制の充実に努めます			
所管部局	企画経済部、関係部		
女性のための相談窓口の設置と周知	継続	女性が抱える様々な悩みやニーズに対応するため、女性相談窓口を設置し、広く周知します	
他の相談窓口との連携強化及び窓口の周知	継続	相談内容の解決に向け、市役所内における他の相談窓口や他の自治体や団体等が設置する各種相談窓口との連携を推進するとともに、それぞれの窓口の趣旨や、活動内容を広く周知します	

基本目標

生涯にわたる健康支援

男女が互いの性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。

生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面しますが、特に女性はその身体的な特徴から妊娠や出産をする可能性があることから、全てのカップルと個人が妊娠・出産などについて主体的に選択できるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)()の視点に留意し、性について男女ともに理解を深めることが重要です。

男女がともに健やかで心豊かに生活できる社会を実現するために、「自分の健康は自分でつく」という理念のもと、身体的にも精神的にも社会的にも健康でいられるよう、各ライフステージにおける男女の性差に応じた取り組みを推進するとともに、性の尊重について、自分だけでなく互いを思いやり大切にできるよう、理解を深める啓発活動を推進します。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

(国の第3次男女共同参画基本計画より)

第3章 計画の内容

施策 1

生涯にわたる健康の保持・増進

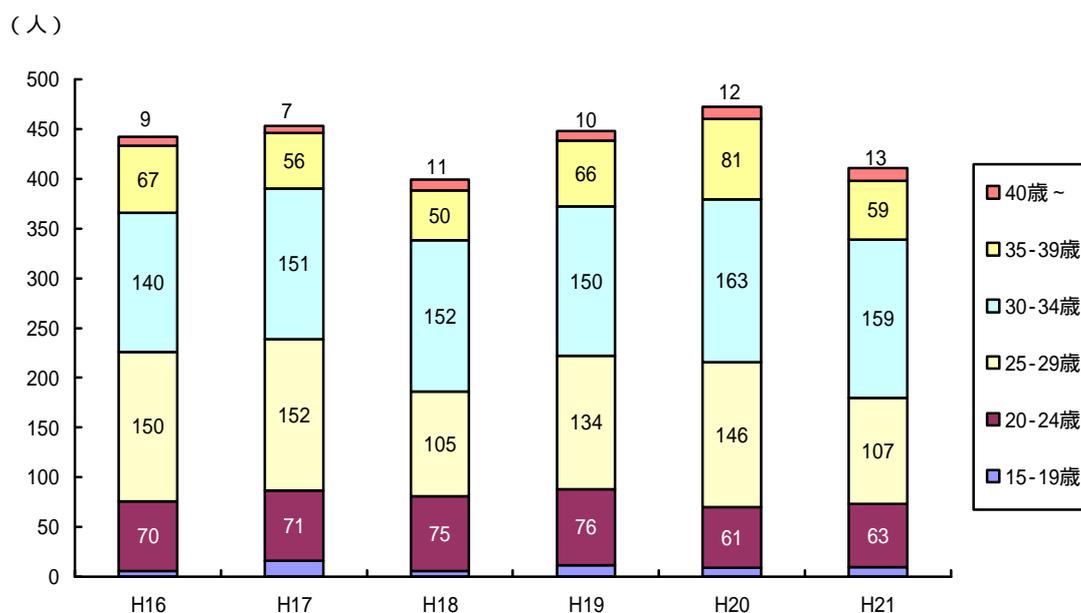
生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要です。

男性の方が肥満者や喫煙飲酒する人の割合が高く、また精神面で孤立しやすい状況にあり、また女性はその生理的特性から、身体の変化（初潮、妊娠・出産可能期、閉経期）に応じた適切な対応が求められるなど、男性、女性それぞれに健康を保持する上での配慮が大切です。

特に女性の妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、支援体制を充実させることが重要です。

このため、男女がそれぞれの性差を踏まえて、各ライフステージに応じて適切な健康の保持・増進ができるよう支援に取り組みます。

石狩市における年齢別の出産数の推移



資料: 石狩市保健福祉部

施策の方向(1)		性差に応じた健康保持・増進	
男女がその性差に応じ、各ライフステージにおいて自らの健康をコントロールし、適切な自己管理や改善を行うことができるよう、意識づくりと正しい知識の普及を推進します			
所管部局	健康推進室	関連計画	健康いしかり21
性差に応じた健康支援	拡充	女性に対する乳がん等のがん検診や骨粗しょう症検診のほか、生活習慣病等の一時予防に重点を置いた取り組みや、健康を増進する環境整備など、一人ひとりが性差に応じ、健康づくりに向けて自発的に取り組めるよう支援を推進します	

施策の方向(2)		妊娠・出産に関する健康支援	
女性が安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを推進します			
所管部局	健康推進室	関連計画	こども・あいプラン
妊婦に対する相談支援の充実	継続	妊婦届出時の相談体制を強化するとともに、若年や高齢、疾病を有するなど妊娠出産に困難をきたしやすい妊婦に対し、訪問や電話相談などによる個別支援を実施します	
産後の母親の精神的負担軽減	継続	産婦人科との情報交換・新生児訪問・4ヵ月健診時の母親の精神状況を確認し、産後うつ病に対し支援します	
妊婦健診の充実	継続	お母さんと子どもの健康を守るため、妊婦健康診査の受診票の発行を充実し、妊娠初期からの健康保持を促進します	
産後サポート事業	継続	産後間もない家庭に、ファミリーサポートセンター事業の無料券を配布し、産後の安定を図ります	

妊婦健康診査

妊産婦の健康具合や、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるため、身体測定や血液・血圧・尿などの検査を行います。市では平成21年4月より、「妊婦一般健康診査受診票」の発行を5回分から14回分に拡大し、さらに6回分の「超音波検査受診票」をあわせて発行しています。

第3章 計画の内容

施策2

性の尊重についての啓発活動の推進

男女双方が性を尊重し、互いに正しく理解することは、健康の維持とともに、望まない妊娠や性感染症などを防ぐという観点からも重要であり、特に若年層に対し、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築できるよう、発達段階に応じた教育を実施します。

施策の方向(1)		適切な性教育の推進	
若年層に対し、性に関する心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を身に付けられるよう、性教育の充実に努めます。			
所管部局	企画経済部、健康推進室、生涯学習部	関連計画	こども・あいプラン、教育プラン
思春期保健対策	継続	性と生殖に関する正しい知識の普及に努めるとともに、学校教育において、学習指導要領にのっとり適切な指導を実施します	

第4章 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向け、市民と市役所がそれぞれ主体的に推進を図りながら協働します。また国や北海道、他自治体や民間団体等と必要な連携を図ることで、全体としての推進を図ります

1 市役所における推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進し、市役所内部関連部課の連携を図るため、石狩市男女共同参画行政推進会議を設置します。

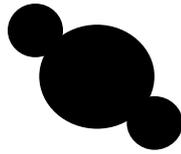
また、各施策・事業の実施にあたっては、関連部課との共同開催や情報の共有など、効果的な取り組みに努めます。

2 市民による推進体制

本計画に基づく施策の推進の状況や、本市の男女共同参画関連施策等について市民が論議し、また実際に取り組む中から、その意見の施策への反映を図る場として、市民や関係団体、有識者からなる石狩市男女共同参画推進委員会を設置します。

3 国、北海道、自治体、民間団体等との連携

本計画の推進に当たり、必要に応じて国や道に要請を行うとともに連携し、また他自治体や市内外の民間団体等とも連携を図りながら、効果的な取り組みに努めます。



資料編

もくじ

- 1 . 日本国憲法(抄) 45
- 2 . 女子に対するあらゆる形態の差別の
撤廃に関する条約(抄) 48
- 3 . 男女共同参画基本法(抄) 55
- 4 . 雇用の分野における男女の均等な機会
及び待遇の確保等に関する法律(抄) .. 68
- 5 . 配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護に関する法律(抄) 62
- 6 . 女性行政のあゆみ 69

1. 日本国憲法(抄)

公布 昭和 21 年 11 月 3 日

施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第 3 章 国民の権利及び義務

(基本的人権)

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

(自由及び権利の保持義務と公共福祉性)

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

(個人の尊重と公共の福祉)

第 13 条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(2) 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

(3) 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

(2) 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

(2) 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第 25 条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(2) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

(2) すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

(2) 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

(3) 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

(基本的人権の由来本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

（憲法の最高性と条約の国際法規の遵守）

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

(2) 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

2. 女子に対するあらゆる形態の差別に撤廃に関する条約(抄)

批准 昭和 60 年 6 月

発効 昭和 60 年 7 月

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下で核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、

また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正した又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適性な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。
あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公

職に就き及びすべての公務を遂行する権利

- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、

この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

3 . 男女共同参画社会基本法(抄)

公布 平成 11 年 6 月 23 日

施行 平成 11 年 6 月 23 日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2 積極的改善措置、前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女

が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

4 . 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

公布 昭和 47 年 7 月 1 日

施行 昭和 47 年 7 月 1 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定めなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前 2 項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 1 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 2 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 3 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 4 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でない

ことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

- 第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

- 第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。
- 第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(苦情の自主的解決)

- 第11条 事業主は、第6条から第8条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者

を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。) に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

(紛争の解決の援助)

第12条 都道府県労働局長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主(以下「関係当事者」という。)との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(調停の委任)

第13条 都道府県労働局長は、前条第1項に規定する紛争(第5条に定める事項についての紛争を除く。)について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(抄)

公布 平成 13 年 4 月 13 日

施行 平成 13 年 10 月 13 日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配

偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該

子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命

令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - ア 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - イ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ウ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - エ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

6. 男女共同参画行政の歩み

年	世界	日本	北海道	石狩市
1975年 (昭和50)	国際婦人年世界会議 開催(メキシコシティ:第 1回世界女性会議) 「世界行動計画」採択 国連婦人の10年('76 ~'85)決定	「婦人問題企画推進 本部」設置 「婦人問題企画推進 会議」設置 「婦人問題担当室」設 置		
1976年 (昭和51)	国連婦人の10年スタ ート(~'85) ILO 婦人労働問題担 当室設置	「育児休業法」施行 (女子教員・看護婦・保 母を対象) 民法の一部を改正す る法律施行(離婚復氏制 度)		
1977年 (昭和52)		「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期 重点目標」決定 国立婦人教育会館開 館		
1978年 (昭和53)		「国内行動計画」第1 回報告書発表 「婦人白書」発表	「北海道婦人行動計 画」策定	
1979年 (昭和54)	第34回国連総会「女 子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55)	国連婦人の10年中間 年世界会議開催(コペン ハーゲン:第2回世界女 性会議)開催 国連婦人の十年後半 期行動プログラム採択 「女子差別撤廃条約」 署名式	「国内行動計画」第2 回報告書発表 「女子差別撤廃条約」 への署名決定	北海道婦人指導員配 置(14支庁)(平成5年北 海道女性指導員に改 称)	
1981年 (昭和56)	女子差別撤廃条約発 効	「民法及び家事審判 法の一部を改正する法 律」施行(配偶者の法定 相続分引上げ) 「国内行動計画後期 重点目標」発表	北海道婦人行動計画 推進協議会(昭和62年 「北海道女性の自立プ ラン推進協議会」に改称) 設立	
1983年 (昭和58)		婦人少年問題審議会 婦人労働部会(男女雇 用平等法審議)中間報 告		
1984年 (昭和59)		総理府「アジア太平洋 地域婦人シンポジウム」 開催	「北海道の婦人」発行 生活環境部道民運動 推進本部に青少年婦人 局を設置 「北海道婦人行動計 画後期推進方策」策定	

年	世界	日本	北海道	石狩市
1985年 (昭和60)	国連婦人の10年世界会議開催(ナイロビ)西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(父母両系主義へ) 男女雇用機会均等法成立 女子差別撤廃条約批准	ナイロビ世界会議NGOフォーラム参加 北海道婦人問題研究懇話会(昭和44年設置)を北海道女性会議に改組 「女性さみっと2/2の世界へ」開催	
1986年 (昭和61)		「婦人問題企画推進有識者会議」設置 男女雇用機会均等法施行 国民年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)		
1987年 (昭和62)		西暦2000年に向けての「新国内行動計画」策定	北海道女性の自立プラン策定	
1988年 (昭和63)			生活福祉部青少年婦人室を設置 審議会等への女性委員の登用目標率20%に改定	
1989年 (平成1)	国連、1994年を「国際家族年」とすることを採択	新学習指導要領告示(家庭科の男女共修)		
1990年 (平成2)	「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		
1991年 (平成3)	海外経済協力基金(OECD)「開発と女性」配慮のための指針策定	「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次)」改定	北海道立女性プラザ開設	
1992年 (平成4)		「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣の任命		
1993年 (平成5)	国連世界人権会議開催(ウィーン) 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	初の女性衆議院議長の誕生 第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 中学校の家庭科男女必修実施 「パートタイム労働法」成立・施行	「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称	

資料編

年	世界	日本	北海道	石狩市
1994年 (平成6)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際人口・開発会議開催(カイロ)において、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉が初めて提唱	高等学校の家庭科男女必修実施 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「北海道の女性」発行	
1995年 (平成7)	第4回世界女性会議開催(北京) 国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択	「育児休業法」から「育児・介護休業法」へ改正 ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准	「青少年女性室」を「女性室」に改組 「北海道女性会議」を「北海道男女共同参画懇話会」に改組 北海道男女共同参画推進本部の設置	
1996年 (平成8)		「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画 - 」策定		審議会等委員への女性登用促進要綱制定(目標値40%)
1997年 (平成9)		「男女雇用機会均等法」改正 「労働基準法」女子保護規定の一部改正 男女共同参画白書発表	北海道男女共同参画プラン策定 「女性に関する意識調査」発行	いしかり女性プラン21策定検討委員会設置
1998年 (平成10)		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	北海道国際女性フォーラム開催 審議会等への女性委員の登用目標率30%に改定	男女平等に関する市民意識調査実施 男女共同参画社会の実現に向けた提言答申
1999年 (平成11)		男女共同参画社会基本法施行 「食料・農業・農村基本法」の公布・施行(女性の参画促進を想定) 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	「北海道の女性」発行	

年	世界	日本	北海道	石狩市
2000年 (平成12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催 (ニューヨーク) 「政治宣言」及び「成果文書」採択	ストーカー行為等の規制等に関する法律「児童虐待の防止等に関する法律」成立 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 「男女共同参画基本計画」策定	北海道男女共同参画懇話会「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書	いしかり男女共同参画プラン21策定 石狩市男女共同参画推進委員会設置 石狩市男女共同参画行政推進会議設置
2001年 (平成13)		内閣府男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 「配偶者暴力防止」成立 「育児・介護休業法」の一部改正	「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 「北海道男女平等参画推進条例」施行 「女性室」を「男女平等参画推進室」に改称 「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に改組 北海道男女平等参画審議会設置	
2002年 (平成14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「北海道男女平等参画基本計画」策定 北海道立女性相談援助センターに「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備	
2003年 (平成15)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行		企画財政部にNPO・男女共同参画担当設置
2004年 (平成16)		改正「配偶者暴力防止法」施行		
2005年 (平成17)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	改正「育児・介護休業法」施行 男女共同参画基本計画(第2次)策定 女性の再チャレンジ支援プラン決定		「いしかり男女共同参画プラン21」改訂 「石狩市次世代育成支援行動計画」策定

年	世界	日本	北海道	石狩市
2006年 (平成18)		男女共同参画会議 「少子化と男女共同参画に関する提案 仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)を可能とする働き方の見直しについて」 「男女雇用機会均等法」改正 女性の再チャレンジ支援プラン改定	「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定 「男女平等参画推進室」を「生活局参事(男女平等参画)」に改組	
2007年 (平成19)		仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)に関する専門調査会」設置 改正「男女雇用機会均等法」施行 「配偶者暴力防止法」改正 「パートタイム労働法」改正、施行 ワークライフ・バランス推進官民トップ会議「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20)		改正「配偶者暴力防止法」施行及び同法に基づく基本方針の改定	「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	
2009年 (平成21)			「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	
2010年 (平成22)		男女共同参画基本計画(第2次)策定	「生活局参事(男女平等参画)」を「くらし安全局くらし安全推進課(男女平等参画グループ)」に改組	
2011年 (平成23)				「第2次石狩市男女共同参画計画」策定

第2次石狩市男女共同参画計画

平成23年4月

◆.....◆
石狩市企画経済部 協働推進・市民の声を聴く 課
広聴協働男女共同参画担当

〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
Tel:0133-72-3153 / Fax:0133-72-3199
E-mail:kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp
URL:<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>

第2次石狩市
男女共同参画計画

